

民生委員協力員制度の手引き



民生委員・児童委員キャラクター
三重県版「ミンジー」

令和7年12月 伊勢市

目 次

民生委員協力員とは……………1

制度概要及びイメージ……………2

民生委員協力員の活動内容……………4

想定される活動事例……………7

個人情報の保護……………8

選出方法……………9

その他……………11

資料編……………13

民生委員協力員とは

民生委員・児童委員(以下「民生委員」といいます。)は、地域の住民の身近な相談相手として、地域の見守りや関係機関への橋渡しなど、様々な活動を行っています。

しかし、近年では、少子高齢化の急速な進展により、核家族化や単身世帯の増加、生活困窮や児童虐待など多様化・複雑化した問題を抱える世帯が増加するなど、民生委員の重要性や期待が高まる一方で、負担の増加や担い手不足の問題が生じています。

そこで、伊勢市では、民生委員の活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担を軽減するとともに、身近な地域での見守り活動を充実させることで、地域福祉の向上を目指します。

制度概要及びイメージ

【概要】

○民生委員1人につき、1人の民生委員協力員（以下、「協力員」といいます。）を配置できます（主任児童委員を除く。）。

※必要なければ、配置しなくても構いません。

○協力員を必要とする民生委員自身が、一緒に活動するうえで信頼できる人を、協力員候補者として選びます。

○地区民生委員児童委員協議会会長（以下「地区民児協会長」といいます。）は、協力員配置の必要性と候補者の適格性を判断し、市長に推薦して、市長が協力員として委嘱します。

（選出の方法は P9の「選出方法」を御覧ください。）

○協力員は、民生委員の指示・指導のもと、活動の補佐を行います。

○協力員には、市から活動費として月額 2,000 円を支給します。

（支給額はP11「○活動費の支給」を御覧ください。）

○協力員の任期は、ともに行動する民生委員と同じです。

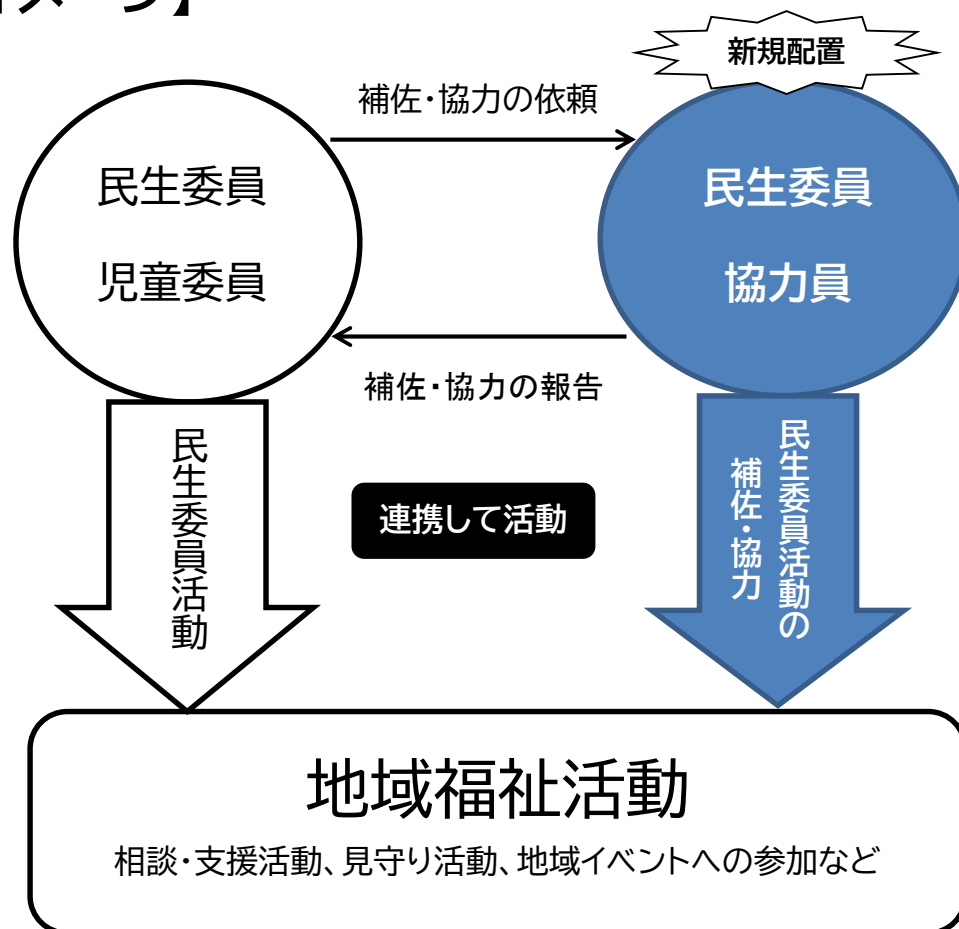
○協力員は、民生委員と同様の守秘義務等が課せられます。

(誓約書を提出していただきます。)

協力員制度を活用する際のポイント

- ・あくまで活動の核になるのは、民生委員です。
- ・協力員が民生委員を円滑に補佐するには、相互の協力が重要になります。
民生委員と協力員は、活動上のパートナーとして連携してください。

【イメージ】



民生委員協力員の活動内容

【協力員が民生委員を補佐・協力できるもの】

※あくまでも活動の核になるのは、民生委員です。

※活動にあたっては、民生委員への報告・連絡・相談を必ず行うものとします。

（具体的な活動内容の例）

地域の見守り活動

- ・民生委員の代わりに簡単な声かけや訪問

地域福祉活動への協力

- ・サロン活動(子育て・高齢者等)などへの参加・協力

周知・啓発活動

- ・地域の福祉イベントや詐欺の注意喚起等のチラシや啓発物品を対象者宅へ配布

民生委員と同行訪問

- ・民生委員1人では訪問しづらい場合の同行訪問

【協力員が行わないもの】

（具体的な活動内容の例）

関係機関との具体的な連絡調整

- ・地域住民から生活費に関する相談や介護サービスの利用等、具体的な困りごとの相談を受けること。
- ※ただし、活動中に、相談や報告を受けることも考えられるため、その場合は、民生委員へ報告してください。

民生委員固有の事務

- ・調査事務（住民から依頼される各種証明事務等）

会議への出席

- ・他団体が開催する会議で、民生委員に対して出席依頼がされている場合の当該会議への代理出席
- ※ただし、地区定例会は、必要に応じて出席可能。

○民生委員は、協力員と活動内容を調整します。したがって、民生委員
活動のうち、どこまで補佐するのかについては、協力員によって異なり
ます。

○協力員は、毎月の活動状況を活動報告書に記入し、民生委員に提出
します。

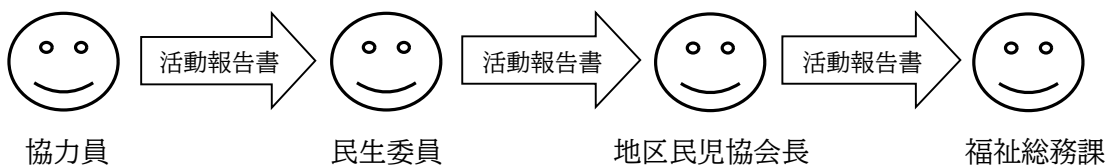
○民生委員は、協力員から提出された活動報告書を、地区民児協会長
に提出します。地区民児協会長は、伊勢市健康福祉部福祉総務課(以
下、福祉総務課という。)に提出します。

《活動報告のイメージ》

※活動報告書の様式は、資料編(P19～20参照)にありますので、コピーしてご利用
ください。

また、福祉総務課にも用意してあります。

毎月作成・提出



想定される活動事例

※以下の事例以外にも、状況に応じて様々な活動が考えられます。

- ・担当区域で支援対象となる世帯が増えて、活動に負担を感じているので、見守り活動をサポートしてほしい。
- ・非常勤で仕事をしており、簡単な周知・啓発活動のサポートをしてもらえるとありがたい。
- ・家族の介護など予定があるときなどに、サポートをお願いしたい。
- ・新任民生委員として、地域活動のポイントがわからないので、民生委員OBから活動の引き継ぎを兼ねた活動の補助を受けたい。
- ・民生委員になることを考えているので、まずは協力員として活動したい。
- ・初めて訪問する人は一人では心細いので、協力員と一緒に訪問したい。
- ・異性宅への訪問や夜間の見守り時に同行してほしい。
- ・活動について、気軽に相談できる協力員がほしい。

個人情報保護

個人情報保護法が施行されてから、個人のプライバシーの意識が高くなっており、万一情報が漏えいすると、民生委員や協力員の信用を著しく損なうことになります。

協力員は、具体的な相談は行いませんが、協力員活動を行うなかで、個人情報を知り得た場合には、民生委員と同様に守秘義務が課せられます。

個人情報等の秘密を守るために、以下についてご注意ください。

○本人から同意を得る

個人情報保護法は、自分の知らないところで自分の情報が流通することを防ぐためにあります。

行政や民生委員以外の機関等に情報提供する場合、必ず事前に本人からの同意を得るようにしてください。

○うっかり情報漏えいに注意

第三者がいる場所で、支援者の実名を出しながら民生委員と打ち合わせをするなどは、避けなければいけません。

打ち合わせをする場所に依じて、個人情報を意識する必要があります。

家族に対しても、活動で知り得た個人情報について話してはいけません。

○必要のない情報は持ち出さない

訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すと、紛失の恐れがあります。

○不要になった情報は速やかに破棄する

不要になった訪問記録などの個人情報は、個人情報がわからないように処置(裁断など)のうえ、確実に破棄してください。

選出方法

○地区民児協会長へ協力員配置の要請

民生委員は、担当地区における活動において、協力員の配置の必要性を感じた場合に、協力員候補者を選出したうえで、地区民児協会長に協力員の配置を要請します。

○地区民児協会長による判断

協力員配置の要請を受けた地区民児協会長は、当該民生委員の活動状況を勘案し、協力員の配置を必要と判断し、かつ、協力員候補者が要綱に規定する協力員の適格要件に照らし、適格であるか判断します。

【協力員の適格要件(要綱第4条)】

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者であること。
- (2) 原則としてその地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談できる者であること。
- (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員の活動に必要な時間を割くことができる者であること。
- (4) 個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく職務を行うことができる者であること。

○福祉総務課へ書類一式を提出

地区民児協会長は、協力員の配置が必要で、協力員候補者も適格であると判断した場合、福祉総務課へ推薦書などの書類一式を提出します。

※提出書類:伊勢市民生委員協力員推薦書、誓約書、口座登録申請書、民生委員協力員証用写真(縦3cm×横2.4cm)

(P13~18 参照)

※提出期限:委嘱希望月の前月15日まで(例:9/1委嘱の場合、8/15まで)

○市から委嘱を受け、活動開始

委嘱決定後、福祉総務課から地区民児協会長と協力員へそれぞれご連絡し、委嘱

状などの交付方法についてご案内します。

また、民生委員は町内自治会などに対して、協力員が活動を開始することを周知していただくようお願いします。

活動内容については、民生委員と十分調整したうえで協力員活動をスタートしてください。

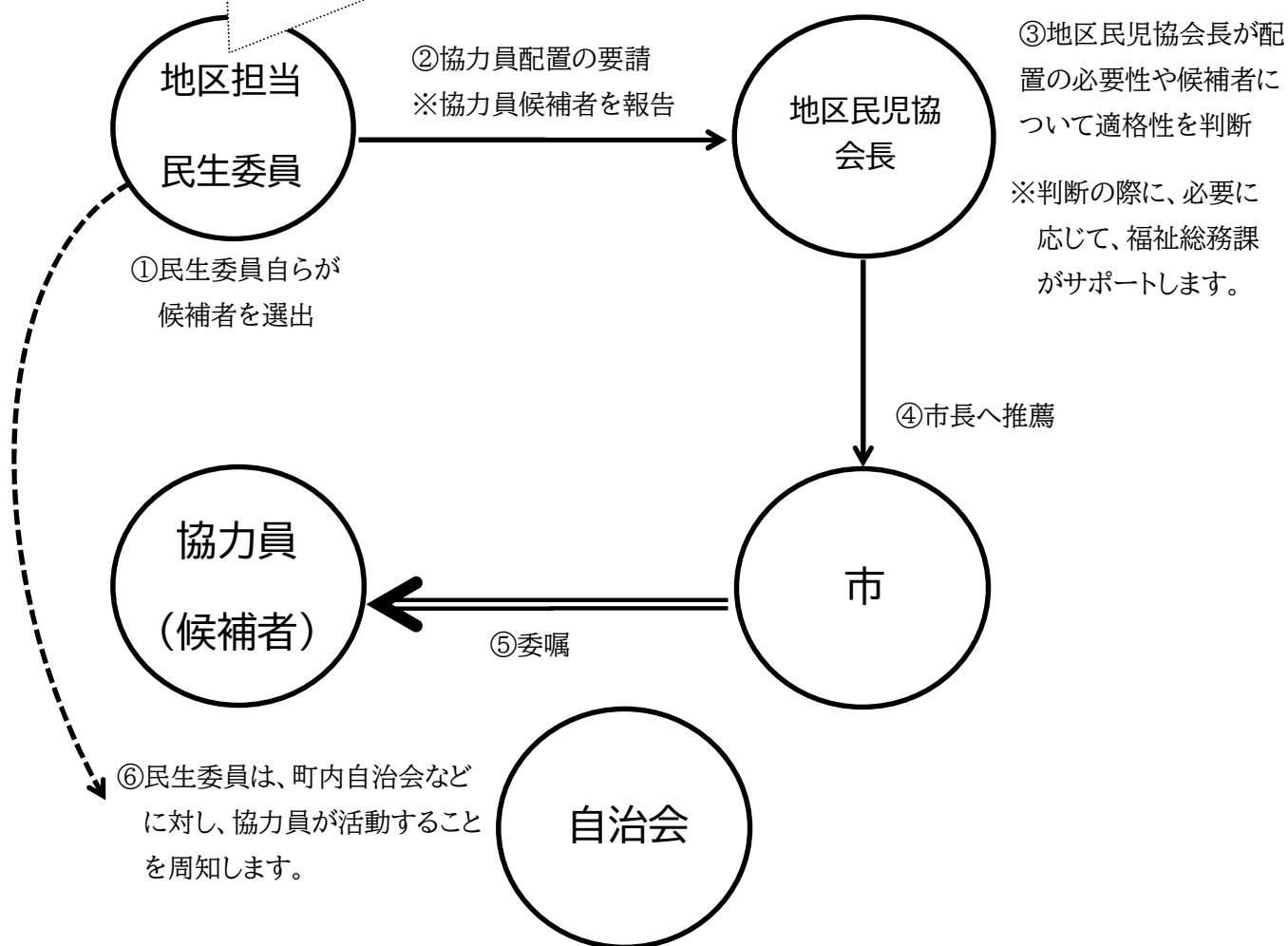
【イメージ】

次のような流れで、民生委員協力員を選任します。

活動補佐の必要性を感じた場合に、候補者を選出したうえで、地区民児協会長に要請します。

※協力員候補者には、地区民児協会長の了解が得られてから依頼するようにします。

※必要がなければ、配置しなくてもかまいません。



その他

○活動費の支給

協力員は、民生委員と同様にボランティアの位置づけで無報酬ですが、実費弁償相当額として、月額2,000円の活動費が支給されます。

なお、支払いは年1回(年度を基本として翌年度4月～5月までに)で、口座登録申請書に記載された口座にお振込みします。

年度途中に辞任された場合も、在職した月数に2,000円を乗じた金額が支給されます。その場合も、支払いは年1回(活動した年度の翌年度4月～5月まで)で、指定された口座にお振込みします。

また、活動報告書において、活動実績の確認を行い、活動実績がない月の活動費は支給されません。

○ボランティア活動保険

協力員は、社会福祉法人全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入していただきます(加入手続きは、福祉総務課で行いますので費用負担はありません。)

活動中に事故が発生した場合は、速やかに福祉総務課(電話 0596-21-5557)まで御連絡ください。

〔ボランティア活動保険の内容〕

例)・活動中に交通事故にあう。

・活動中に食べた弁当で食中毒になり入院

・自転車で活動中誤って他人に怪我をさせた 等

補償金額(保険料:350円/1人)

〈令和7年度〉

死亡保険金	後遺障害 保険金	入院保険金 日額	入院中の手術	外来の手術	通院保険金 日額	賠償責任 保険金
1,040万円	1,040万円 (限度額)	6,500円	65,000円	32,500円	4,000円	5億円 (限度額)

○辞任する場合

何らかの事情により、任期の途中で民生委員協力員を辞任したい場合は、「伊勢市民生委員協力員辞任届」を、地区民児協会長または、福祉総務課に提出してください。

なお、辞任届を提出する際には、伊勢市民生委員協力員証および保有していた個人情報などが含まれた文書は全て返却(提出)してください。

○留意事項

- ・活動中の怪我、交通事故、熱中症などには、十分に注意してください。
- ・協力員としての活動中は、「伊勢市民生委員協力員証」を常に携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示してください。
- ・活動においては、支援者の銀行の手続きや支払い代行など、金品に関わる行為は行わないでください。
- ・活動上で判断に迷う場合はその場で対処せずに、必ず民生委員に相談してください。

資料編

■各種様式

- ・伊勢市民生委員協力員推薦書(様式第1号)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・口座登録申請書(個人用)
- ・伊勢市民生委員協力員活動報告書(様式第3号)
- ・伊勢市民生委員協力員辞任届(様式第4号)
- ・伊勢市民生委員協力員活動報告書 協力員用メモ

※各種様式については、次ページ以降にある書式をコピーしてご利用ください。
また、福祉総務課にも用意しております。

様式第1号（第3条関係）

伊勢市民生委員協力員推薦書

（宛先）伊勢市長

令和 年 月 日
_____地区民生委員児童委員協議会
会長_____

当地区民生委員児童委員協議会の以下の民生委員・児童委員は、民生委員協力員の設置を必要としており、かつ、当該候補者は適格であると認められるので、推薦します。

設置要請者（民生委員・児童委員）

ふりがな		住 所	〒
氏 名			
担当地域		電話番号	
設置希望 年 月 日	令和 年 月 日		
必要な理由 (活動状況)			

民生委員協力員候補者

ふりがな			住 所	〒	
氏 名					
生年月日	昭・平 年 月 日	性 別	男 ・ 女		
年 齢			電話番号		
健康状態	良好・その他（ ）	職業		民生委員経験歴	有・無
推薦理由					

様式第1号（第3条関係）

伊勢市民生委員協力員推薦書

（宛先）伊勢市長

令和□年○月△△日

〇〇〇地区民生委員児童委員協議会

会長 伊勢 太郎

（押印不要）

当地区民生委員児童委員協議会の以下の民生委員・児童委員は、民生委員協力員の設置を必要としており、かつ、当該候補者は適格であると認められるので、推薦します。

設置要請者（民生委員・児童委員）

ふりがな	みんせい はなこ	住 所	〒516-0037	
氏 名	民生 花子		伊勢市岩淵1-〇-〇	
担当地域	〇〇〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	
設置希望 年 月 日	令和□年○月1日			
必要な理由 (活動状況)	・ 民生委員活動の負担軽減のため ・ 1期目の民生委員であり、前任の〇Ｂと、引き継ぎを兼ねて活動することを希望している。			

民生委員協力員候補者

ふりがな	きょうりよく いちろう		住 所	〒516-0037	
氏 名	協力 一郎			伊勢市岩淵1-7-29	
生年月日	昭和□□年△月●●日		性 別	男 ・ 女	
年 齢	75		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	
健康状態	良好	その他 ()	職業	無職	民生委員経験歴
					有 無
推薦理由	配置要請者の前任の民生委員であるため、対象者の状況もよく把握しており、新任民生委員のサポートには適任である。				

様式第2号（第3条関係）

（宛先）伊勢市長

誓 約 書

- 伊勢市民生委員協力員として活動を行うに当たり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをしません。
- 活動上の地位を、自己又は第三者のために利用しません。
- 職務上知り得た秘密を補佐する民生委員・児童委員以外の者に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。

上記について遵守することを誓います。

令和 年 月 日

氏名（自署） _____

様式第2号（第3条関係）

（宛先）伊勢市長

誓 約 書

- 伊勢市民生委員協力員として活動を行うに当たり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをしません。
- 活動上の地位を、自己又は第三者のために利用しません。
- 職務上知り得た秘密を補佐する民生委員・児童委員以外の者に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。

上記について遵守することを誓います。

令和○年△月□□日

氏名（自署）

協力 一郎

担 当 課	民生委員協力員制度 福祉総務課
-------	--------------------

民生委員協力員 口座登録申請書(個人用)

	例	申 請
氏 名	協力 一郎	
郵便番号	516-0037	
住 所	伊勢市岩渕1丁目7-29	
金融機関名	〇 〇 銀行 信用金庫 農 協 信 漁 連	銀行 信用金庫 農 協 信 漁 連
支 店 名	〇 〇 支 店	支 店
口座種別	普通 ・ 当 座	普 通 ・ 当 座
口座番号	0123456	
口座名義カナ	キョウリョク イチロウ	
口座名義	協力 一郎	

〈注意〉

- 1 太枠内を記入してください。
- 2 口座名義人はご本人に限ります。
- 3 口座名義・口座名義カナは通帳に記載されているとおりに記入してください。
- 4 フリガナは必ず記入してください。

伊勢市民生委員協力員活動報告書

（令和 年 月分）

地区名	地区
民生委員協力員氏名	

活動等実績

1 活動日数	日
2 活動件数	
(1) 見守り活動	延べ 件
(2) 福祉イベントへの参加・協力	延べ 件
(3) 周知・啓発活動	延べ 件
(4) その他の活動	延べ 件
3 民生委員との連絡調整回数	延べ 件
その他（特記事項等）	

活動報告書記入方法

1 活動日数

活動した日数を計上してください。

2 活動件数

活動した延べ件数を計上してください。

(例)

(1)見守り活動

民生委員の指示のもと、協力員が見守り対象者を定期的に訪問して、安否確認や必要な助言・支援を行った。

(2)福祉イベントへの参加・協力

民生委員のかわりに、地域の福祉イベントに参加した。

(3)周知・啓発活動

振り込め詐欺の注意喚起のため、啓発チラシを対象者宅へ配布した。

(4)その他の活動

上記(1)～(3)に当てはまらない活動

3 民生委員との連絡調整回数

民生委員に活動内容を報告したり、民生委員から指示を受けたりした延べ回数を計上してください。

様式第 4 号（第 10 条関係）

伊勢市民生委員協力員辞任届

令和 年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所

氏 名

私は、民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

辞 任 日： 令和 年 月 日
辞任理由：

伊勢市民生委員協力員辞任届

令和△△年□月〇〇日

（宛先）伊勢市長

住 所 伊勢市岩渕1-7-29

氏 名 協力 一郎

私は、民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

辞 任 日： 令和△△年□月××日

辞任理由：

体調不良により、協力員活動を続けることが困難となったため。

民生委員協力員 活動メモ(令和 年 月分)

()地区 氏名:

日	曜日	活動件数 (日毎の延べ件数を記入)				民生委員との連絡調整回数	備 考 (活動概要など)
		(1)見守り活動	(2)福祉イベントへの参加・協力	(3)周知・啓発活動	(4)その他の活動		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※このメモは、「活動報告書」を作成するための資料としてお使いください（提出する必要はありません）。

民生委員協力員 活動メモ(令和 年 月分)

()地区 氏名:

日	曜日	活動件数 (日毎の延べ件数を記入)				民生委員との連絡調整回数	備 考 (活動概要など)
		(1)見守り活動	(2)福祉イベントへの参加・協力	(3)周知・啓発活動	(4)その他の活動		
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

※このメモは、「活動報告書」を作成するための資料としてお使いください（提出する必要はありません）。

民生委員協力員制度の手引き

令和7年 12 月

伊勢市健康福祉部福祉総務課

〒516－8601 伊勢市岩渕 1-7-29

電話 0596-21-5557

FAX 0596-21-5555